

簡易公募型プロポーザル方式に関する質問書兼回答書

| | |
|---------|--------------------------------|
| 案件名 | 雨庭整備工事（四条堀川交差点北西角） |
| 場所 | 京都市下京区唐津屋町地内 四条堀川交差点北西角（道路区域内） |
| 資料配布期間 | 令和元年7月9日 ～ 令和元年7月17日 |
| 提案書提出期限 | 令和元年7月31日 午後5時00分 |

| NO. | 該当箇所（図面番号・仕様書番号等） | 質問事項 | 回 答（京都市記入欄） |
|-----|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 仕様書 2頁 | 仕様書の3、概要及び留意点の中で、＜管理について＞で、「散水栓を一箇所設置すること。」とありますが、敷地内に引き込み可能な給水本管は、どこに埋設されていますか。 | 仕様書3頁に記載のとおり、地下埋設物の詳細については、各 占有企業者へ確認してください。 |
| 2 | 仕様書 2頁 | また、＜管理について＞で道路管理者以外が立ち入れない構造とすることになってますが、管理用の扉の構造は、規格や素材に制限がありますか。 | 管理用扉の設置は必須ではありません。扉の有無や仕様等も含め、 審査の対象とします。 |
| 3 | — | 道路と歩道の高さ関係が理解できる測量図はありますか。なければ、管轄区域の南部土木事務所で確認することは、可能でしょうか。 | 当室、南部土木事務所ともに測量図はありません。 |
| 4 | 仕様書 2頁 | 周辺と同じ種類のインターロッキングブロックを復旧するため、既存の舗装の詳細断面図をお知らせください。 | 同形・同色であればメーカーは指定しません。厚みは60mm（歩道用ブロック）、その他の仕様は仕様書1頁に記載のとおり、土木請負工事必携（平成30年4月京都市）によるものとします。 |
| 5 | — | 既存植栽帯縁石（高さ約0.5m）は、この計画地で再利用して問題ないでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 6 | 仕様書 2頁 | 車道・街渠板・歩道の現況地盤高等については、受注者決定後に図面を支給いただけますでしょうか。 | 受注候補者選定後、周辺部を含めた測量データの貸与を予定しています。 |

| | | | |
|----|-----------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 7 | 仕様書 2頁 | 車道の雨水が雨庭に入るよう、歩車道境界ブロックに2～3ヵ所ほど水が入る流入口を設けて問題ないでしょうか（南東角の雨庭と同様の形状で）。 | 仕様書2頁に記載のとおり、歩車道境界ブロックについては、構造変更することを認めますが、機能については維持することとします。 |
| 8 | — | 南東角の雨庭にあるような、解説サインの設置は本工事予算とは別途でしょうか。 | 解説サインの設置を技術提案に含めた場合は、本工事予算に含むものとします。 |
| 9 | 仕様書 2頁 | インターロッキングの厚みは60mmでよろしかったですでしょうか？ | 御質問のとおりです。 |
| 10 | — | 「配置予定技術者」は、主任技術者の配置予定技術者でよろしかったですでしょうか？ | 御質問のとおりです。 |